

立山町一般廃棄物収集運搬業許可の申請について

一般廃棄物収集運搬業許可の更新をされる方

許可について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- ① 収集運搬業を的確にかつ継続して行うための施設（車両を含む。）、能力、経理的基礎を有すること。
- ② 申請者（法人の場合は役員を含む）が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しないこと。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号）
- ③ 取り扱う一般廃棄物の適正な処分先を確保できること。
- ④ 立山町内で発生又は富山地区広域圏クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物を取り扱っていること。

取り扱うことのできる廃棄物

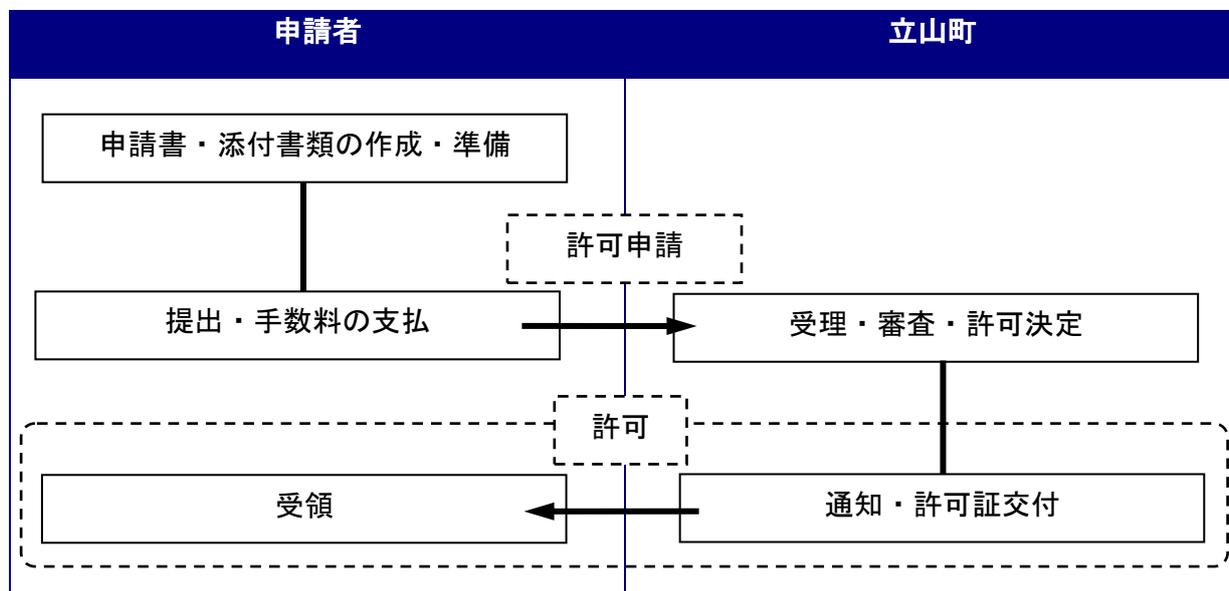
下記のうち、前回申請時に許可したもの

1. 事業系一般廃棄物
2. 家庭ごみのうち、立山町において処理（収集運搬・処分）が困難であるもの等

事業系一般廃棄物	全般
家庭ごみ	一時多量ごみ（引越しごみ等）
* 家庭ごみについては事前にご相談ください。	粗大ごみ
	庭木の剪定枝等
	立山町において処理困難なもの

許可申請の流れ

◆申請から許可まで



◆許可期間

2年間

一般廃棄物処理業の許可の有効期間は2年間で、この期間を経過するとその許可は失効します。引き続き立山町内で一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とする場合には、2年ごとに更新の許可申請が必要です。

◆許可申請手数料

5,000円

申請書提出後に納付書を送付いたします。

◆提出書類（立山町内で収集・運搬をする）

立山町ホームページ上にてダウンロードできます。

トップページの「申請書ダウンロード一覧」または、「くらしの情報（カテゴリー一覧）> 事業者の皆様へ」からご覧いただけます。

◆提出書類チェック表（立山町内で収集・運搬をする）

※提出される前に、漏れが無いか確認してください。

<input type="checkbox"/>	一般廃棄物収集運搬業許可申請書	様式第3号	◎
<input type="checkbox"/>	法人の場合	定款（※写し可）	○
<input type="checkbox"/>		登記簿謄本	○
<input type="checkbox"/>	個人の場合	住民票の写し	○
<input type="checkbox"/>	収集、運搬、処分の方法及び作業計画		◎
<input type="checkbox"/>	事業所、廃棄物の積換場、処分場、車庫等の構造及び付近見取図		○
<input type="checkbox"/>	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に該当しない旨を記載したもの。		◎
<input type="checkbox"/>	従業員名簿		◎
<input type="checkbox"/>	立山町内において収集する車両	一覧表	◎
<input type="checkbox"/>		車検証の写し	◎
<input type="checkbox"/>		写真（前面・後面・横面）	◎
<input type="checkbox"/>	富山地区広域圏クリーンセンターへ搬入する車両	一覧表	◎
<input type="checkbox"/>		車検証の写し	●
<input type="checkbox"/>		写真（前面・後面・横面）	●
<input type="checkbox"/>	立山町一般廃棄物収集運搬業許可以外の許可（写し）	◎	◎
<input type="checkbox"/>	申請車両の他の許可との併用について	◎	◎

◎…必ずご提出ください。

○…前回申請時と変更がない場合、提出する必要はありません。

●…別紙3で「該当なし」と記入された場合は必要ありません。

* 添付書類（別紙1～5）については、独自に作成された書式を使用されても結構です。

* 記入すべき事項がない場合も、「該当なし」と記入してご提出ください。

◆提出書類チェック表（クリーンセンターへの搬入のみ行う）

※提出される前に、漏れが無いか確認してください。

<input type="checkbox"/>	一般廃棄物収集運搬業許可申請書	様式第3号	◎
<input type="checkbox"/>	法人の場合	定款（※写し可）	○
<input type="checkbox"/>		登記簿謄本	○
<input type="checkbox"/>	個人の場合	住民票の写し	○
<input type="checkbox"/>	収集、運搬、処分方法及び作業計画		◎
<input type="checkbox"/>	事業所、廃棄物の積換場、処分場、車庫等の構造及び付近見取図		○
<input type="checkbox"/>	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に該当しない旨を記載したもの。		◎ 資料参照
<input type="checkbox"/>	従業員名簿		◎ 別紙1
<input type="checkbox"/>	立山町内において収集する車両	一覧表	◎ 別紙2 「該当なし」と記載してください
<input type="checkbox"/>	富山地区広域圏クリーンセンターへ搬入する車両	一覧表	◎ 別紙3
<input type="checkbox"/>		車検証の写し	◎
<input type="checkbox"/>		写真（前面・後面・横面）	◎ 前面・後面はナンバーがわかるように
<input type="checkbox"/>	立山町一般廃棄物収集運搬業許可以外の許可（写し）		◎ 別紙4
<input type="checkbox"/>	申請車両の他の許可との併用について		◎ 別紙5 「該当なし」と記載してください

◎…必ずご提出ください。

○…前回申請時と変更がない場合、提出する必要はありません。

*添付書類（別紙1～5）については、独自に作成された書式を使用されても結構です。

*記入すべき事項がない場合も、「該当なし」と記入してご提出ください。

収集運搬の実施に当たって

◆関係法令等の遵守について

1. 関係法令及び許可条件を業務従事者に周知徹底すること。
2. 一般廃棄物処理基準（7ページ）に従うこと。
3. 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、他人に委託してはならないこと。
4. 収集運搬に関し、帳簿の記載を行い、毎月月末で閉め、翌月10日までに一般廃棄物収集・運搬状況報告書（様式第9号）を提出すること。

記載内容	収集又は運搬年月日（例：○月分）
	収集場所
	収集場所ごとの運搬量

* 立山町内で収集するもののみ記載する。

5. 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならないこと。

変更・廃止

◆事業の範囲を変更しようとするとき

「事業の範囲」の変更とは…	提出書類
取り扱う一般廃棄物の種類又は収集区域の変更	一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書（様式第6号） 上記の添付書類のうち当該変更に係るもの

* 事前にご相談ください

◆住所その他の事項を変更したとき

「住所その他の事項」の変更とは…	提出書類
住所（所在地）の変更 氏名又は名称の変更 役員の変更 収集運搬車両の変更	一般廃棄物収集運搬業廃止・変更届出書（様式第7号） 上記の添付書類のうち当該変更に係るもの

* 10日以内に提出してください。

◆事業を廃止したとき

提出書類：一般廃棄物収集運搬業廃止・変更届出書（様式第7号）

※ 10日以内に提出してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する欠格事項【資料】

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができないものとして環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

一般廃棄物処理基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条） 【資料】

一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

収集・運搬	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
	収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
収集・運搬のための施設	収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
運搬車・運搬容器	一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
積替え	周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
	積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
	積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
保管	あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
	周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
	見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
	保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
	屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 その他必要な措置
	保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

様式第3号(第8条関係)

一般廃棄物収集運搬業

許可
許可更新

申請書

該当する方を○か□で
囲ってください

年 月 日

立山町長 舟橋 貴之 様

住所 ○○町△丁目▽番地

氏名 株式会社 □□□□

代表取締役 立山太郎

印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

TEL : ○○○-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第7条第1項
第7条第2項 の規定により、一般廃棄物
を受けたいので申請します。

収集運搬業の

許可
許可の更新

該当する方を○か□で
囲ってください

事業の範囲	(1)ごみ (2)し尿 (3)浄化槽汚泥 (4)その他
事務所の所在地及び名称	富山市○○町△丁目▽番地
事業場の所在地	富山市□□ ○○番地
車両、器材の種類及び数量	別添
収集、運搬の料金事業開始予定年月日(許可更新を申請する場合は不要)	

どこから、何を、どれくらい、どのようにどこへ運搬するか記載してください

添付書類及び図面

- 1 住民票の写し(法人にあっては定款及び登記簿謄本)
- 2 収集、運搬、処分方法及び作業計画
- 3 事業所、廃棄物の積換場、処分場、車庫等の構造及び付近見取図
- 4 申請者(申請者が法人である場合には、その事業を行う役員を含む。)が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 5 その他町長が必要と認める書類

(注) 許可の更新をする場合は、上記の書類のうち4、5以外のものは、その変更がない限り、添付を要しない。

収集・運搬・処分の方法及び作業計画

1 業務内容

営業日時	平日 8:00~17:00 土曜日 8:00~17:00
休業日	日曜、祝日、盆、年末年始、その他会社の指定する日

2 収集車両の保管維持について

洗車	専用洗車場にて高圧洗車機で、作業終了後に洗車専用駐車場にて保管
汚水処理	油水分離層による油分浮遊物の除去及び分離層の定期的な清掃実施
悪臭の防止	消毒剤散布

3 収集場所

立山町全域、富山市

町内で収集業務を行わない場合は、「該当なし」と記載してください。

4 作業計画（立山町で収集するもののみ記載）

○事業系一般廃棄物

種別	事業所数	月間収集量	搬入先
可燃ごみ	10件	5,000kg	富山地区広域圏クリーンセンター
金属類	8件	300kg	〇〇金属株式会社
収集する事業所の名称	事業所名		事業所名
	スーパー□□		〇〇コンビニ △△店

○家庭ごみ

種別	事業所数	月間収集量	搬入先
収集なし			

4 廃棄物の資源化について（実施の場合はその方法・内容）

古紙・ダンボールは古紙回収業者へ引き渡す

生ゴミについては、自社施設にて堆肥化、堆肥は提携農家で使用

誓 約 書

平成 年 月 日

立山町長 舟橋 貴之 様

当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イから
ルまでに該当しないことを誓約いたします。

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

